

○神奈川県警察交通事故防止対策隊の編成及び運用について(概要)

(平成 10 年 3 月 27 日 例規第 15 号／神交総発第 144 号／神交指発第 199 号／神一交発第 94 号／神二交発第 93 号)

この通達は、県下の交通事故多発地域において交通事故を防止するための活動を行う
神奈川県警察交通事故防止対策隊の運用等について定めたものである。

主な項目は、

- 交通事故防止対策隊の任務
- 交通事故防止対策隊の編成

などである。